

学校いじめ防止基本方針

和泉市立南池田中学校
令和7年4月

I いじめの防止等のための基本的な方向

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法による定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」
(法第2条)

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その児童生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童生

徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての児童生徒に起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、児童生徒がお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要です。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめの防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、家庭や地域での児童生徒の規範意識の養成をはじめ、地域協働によるいじめの防止等のための活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で児童生徒に自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大事です。

2 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 法第13条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する取組みの基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」として定めます。
- 学校基本方針には、いじめの防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置、いじめの未然防止や早期発見の在り方、重大事態も含めたいじめの通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応などについて記載します。
- 学校は、児童生徒一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を進めるため、いじめの防止等の取組みについて学校教育計画に位置付け、示すこととしています。

(2) 学校基本方針の運用

- 学校は、学校基本方針が実情に即してきちんと機能しているか、校内に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」を中心に点検し、PDCAサイクルにより必要に応じて見直します。
- 学校基本方針策定後、児童生徒、保護者に対していじめに対する考え方や取組みについて説明し、理解を得るとともに、Webページなどに掲載し周知します。

(3) いじめの防止等の対策のための組織の設置

- 法第22条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員で構成される「学校いじめ防止等対策委員会（以下「学校対策委員会」という。）」を置きます。
- 内容に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理・福祉の専門的知識を有する者の参加も検討します。

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称
「いじめ対策委員会」
- (2) 構成員
校長、教頭、首席、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、各学年主任、養護教諭、SC、SSW
- (3) 役割
 - ア 学校いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの未然防止
 - ウ いじめの対応
 - エ いじめアンケートを実施し、状況の確認及び分析
 - オ 教職員の資質向上のための校内研修
 - カ 年間計画の企画と実施
 - キ 年間計画進捗のチェック
 - ク 各取組の有効性の検証
 - ケ 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) いじめの防止等に関する取組み

①いじめの未然防止

学校は、いじめがどの児童生徒にも起こりうることから、児童生徒一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによるいじめを許さない集団づくりを進め、クラス集団や自主活動の集団における信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育んでいくための取組みを学校教育活動のすべてにおいて取り組んでいきます。

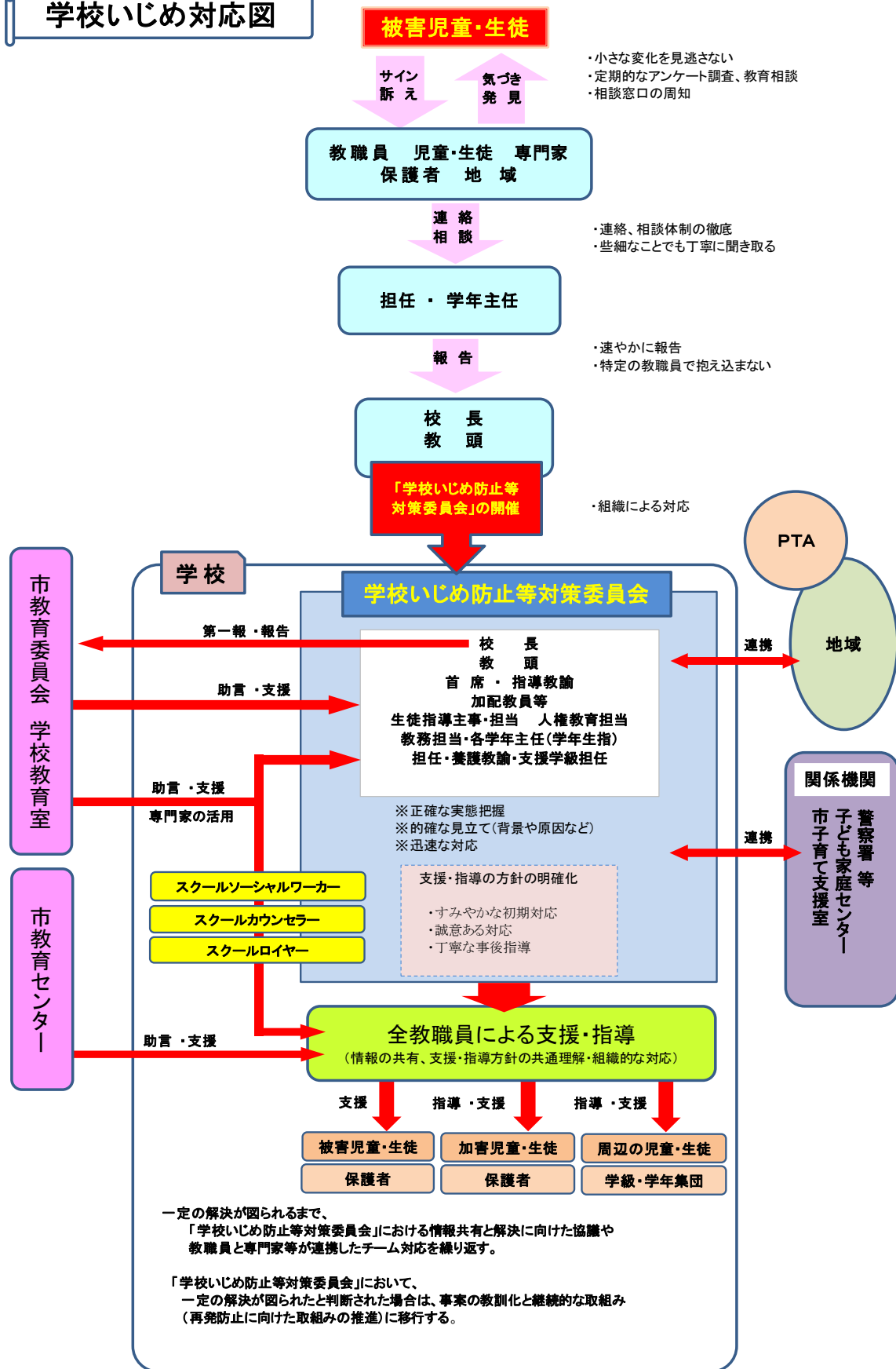
②いじめの早期発見

学校は、いじめが他人の気が付かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないように努めます。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

③いじめへの対処

いじめ（あるいは、いじめの可能性）の発見・通報が確認された場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校対策委員会に報告し、学校長の責任において、いじめの解決に向けて組織的に対応を行います。学校は、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関等と連携を図りつつ対応にあたります。

学校いじめ対応図



4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

南池田中学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	相談窓口の周知 クラブ紹介	相談窓口の周知	相談窓口の周知	第 1 回いじめ対策委員会（年間計画の確認） 授業参観 避難訓練
5 月	申し送り事項及び家庭訪問によって把握された生徒状況の集約	申し送り事項及び家庭訪問によって把握された生徒状況の集約	申し送り事項及び家庭訪問によって把握された生徒状況の集約 平和学習の取り組み	
6 月	中間テスト いじめアンケートの実施 カウンセリング週間 宿泊学習 社会性測定用尺度アンケート	中間テスト いじめアンケートの実施 カウンセリング週間 宿泊学習・職場体験学習 社会性測定用尺度アンケート	中間テスト いじめアンケートの実施 カウンセリング週間 修学旅行 社会性測定用尺度アンケート 進路説明会	
7 月	期末テスト 三者懇談 非行防止教室	期末テスト 三者懇談	期末テスト 三者懇談	校内研究授業 第 2 回いじめ対策委員会（状況確認及びアンケート分析） 教職員人権教育研修
8 月				
9 月	文化祭	文化祭	文化祭	
10 月	中間テスト 体育祭	中間テスト 体育祭	中間テスト 体育祭	校内研究授業 第 3 回いじめ対策委員会（状況確認と取組の検証）
11 月	カウンセリング週間 交通安全教室 期末テスト	カウンセリング週間 期末テスト	カウンセリング週間 期末テスト	
12 月	いじめアンケートの実施 社会性測定用尺度アンケート 三者懇談	いじめアンケートの実施 社会性測定用尺度アンケート 三者懇談	いじめアンケートの実施 社会性測定用尺度アンケート 三者懇談	
1 月	校外学習 薬物乱用防止教室	校外学習	卒業テスト	校内研究授業 第 4 回いじめ対策委員会（アンケート分析と年度末反省）
2 月	社会性測定用尺度アンケート いじめアンケートの実施 学年末テスト	社会性測定用尺度アンケート いじめアンケートの実施 学年末テスト	社会性測定用尺度アンケート いじめアンケートの実施	
3 月	三者懇談 年度末反省	三者懇談 年度末反省	性教育講演 年度末反省	

※全ての教育活動において、気になる生徒への支援体制として、生徒指導部が対象の生徒を拾い上げ、生徒指導部開催のケース検討会議を、不定期に開催する。

5 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下のよう、基本的認識を持たせる。

- 被害者本人が、心身の苦痛を感じているものについては、「いじめ」であり、職員・生徒の共通認識のもと、加害側への「指導」と被害側への「支援」を行うことが必要である。
- いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめ行為は重大な人権侵害事象であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人（教職員・保護者）の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の法に抵触する行為である。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、教職員が生徒に愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。特に、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、体験活動を多く取り入れたり、自分の意見を発表し合う、学び合う等の、他者と関わる機会を増やす工夫をし、それぞれの違いを認め合う仲間作りをしていく。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があること。逆に、子どもの変化に注意し、温かい、心のこもった声かけは、自己肯定感を高めるとともに、安心感を生み、生徒たちを大きく変化させることを理解しておく必要がある。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学しあい、意見交換していくことが大切である。年度当初に授業目標計画を共有し、授業研究、校内研修を重ねる必要がある。そのためにも、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりを重点目標に、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるための工夫や、生徒に集団の一員としての自覚や自信をもつことができるような学年・学級の取り組みを考えていく。ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いて行くことが大切である。相談週間を定期的に開催し、思いを正確に伝えるコミュニケーション能力を高めていく。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒の声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、教職員が互いに意見を言い合える環境作りを大切にする。また、教職員のコミュニケーション能力、カウンセリング能力を高める工夫も必要である。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業や行事において、生徒が「認められて

いる」ことが大切である。

- (5) 児童生徒らがいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の授業や総合的な学習の時間において、年間指導計画を作成するとともに、具体的な事例をもとに自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどのようにすべきか等を考える機会を増やす。

6 早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。生徒が示す小さな変化（サイン）を見逃さないためにも、教職員には、子どもを観察する力、よりよい集団にしていこうという熱い行動力が求められる。

休み時間や給食指導時、放課後の時間には、生徒の様子に目を配り、生徒と共に過ごす機会を持つ。特に気になる場合には、些細なことでも情報を交換し、生徒への理解を共有していく。

また、気になる行為が少しでも確認された場合は、対象となった児童生徒に寄り添いながら苦痛を感じていないか等、丁寧な聴き取りを継続的に行い、信頼関係を築きながら、気になる行為をした者への指導と気になることをされた者への支援を進めていく。

7 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年3回実施する。

定期的な教育相談としては、各学期にカウンセリング週間を設定する。また、学期ごとの3者懇談を行う。日常の観察として、学級内のグループ構成の把握や、グループ内での人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。遊びやけんか、ふざけの行動においても、気になる行為については情報を教職員間で共有していく。

- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、日頃から生徒の行動（良かった行動、反省すべき行動）について記録し機会を設けて伝えていく。

- (3) 児童生徒その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有することが必要である。特に、保護者とはいつでも相談できる人間関係を築き、「聞く姿勢」を意識した相談体制にする。

- (4) 保護者会や学校通信を含む広報誌により、いじめ防止対策推進法に基づいた「いじめ」の定義、学校いじめ防止基本方針、相談体制について広く周知する。

定期的なアンケート等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談などで得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法、和泉市の個人情報保護のルールに沿って適切に管理する。

8 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

「いじめは人間的に絶対に許されない行為である」という強い認識を持つことが大切である。また、いじめをはやし立てたり、傍観する行為もいじめの行為と同じで許されない行為であることを確認しておく必要がある。いじめられた生徒については安心した学校生活を送ることができるよう、心のケアを中心に、環境の確保を行う。

仲間からの励ましや、教職員や保護者の支援、いじめた生徒が自己変革する姿が、人間的信頼回復のきっかけになると考える。

また、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止には大切なことである。いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚させることが困難な場合もある。いじめた行為の重大さを認識し、心から反省し、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

9 いじめ発見・通報を受けたときの対応

・遊びや悪ふざけの行為やけんかなどにおいて、いじめと疑われる行為を発見した場合は、まずその場でその行為をやめさせる。また、生徒や保護者から「いじめではないか」という相談や訴えがあった場合は、正確な情報収集に努める。その際は、いじめられた生徒の安全を確保するように配慮する。

・教職員は一人で抱え込まず、管理職・生徒指導担当・学年主任に報告する。いじめ対策委員会は、情報を共有し速やかに事情の聴き取り等を行い、いじめの事実の有無を確認する。

・いじめと認知された場合は、いじめ対策委員会が中心となり情報を収集し、全教職員への周知を図る。

・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなど、重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査方法や対応について相談する。犯罪行為として取り扱われるものと認められるときは、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

10 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

11 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

・いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの定義とともに、いじめた児童生徒への指導、いじめられた児童生徒への支援について理解させ、保護者にも協力をいただく。

・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめには様々な要因があることに鑑み、指導の際には主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮を十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的な指導を行うと共に、保護者に対しては、情報を正確に伝え、健全な人間関係の育成に向け、保護者と連携し、協力を求めると共に、継続的な助言を行う。

1 2 いじめが起きた集団への働きかけ

・いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。「観衆」「傍観者」として行動していた生徒に対しては、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることに気づかせる。また、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、教職員が「いじめを絶対に許さない」という姿勢を見せることと共に、いじめを見聞きした場合はすぐに知らせることが、いじめをなくすことにつながることを生徒に伝えていく。

1 3 ネット上のいじめへの対応

・ネット上に不適切な書き込み（誹謗中傷や写真などの個人情報の流出）等が見つかった場合は、関係機関と連携しながら、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒から聞き取り等の情報収集に努め、拡散防止の観点により情報の削除を行う。

・被害にあった生徒の意向を尊重し、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。

・情報モラル教育を進めるため、教科指導等において、必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

III 重大事態への対処

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

（１）重大事態の報告

○重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。また、児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして同様に報告を行います。

（２）総合教育会議の開催①

○市長は、総合教育会議を開催し、重大事態にかかる情報の共有を図るほか、今後の対応方針について協議を行います。

（３）調査の実施

○教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体を判断します。

・学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校対策委員会」が調査を行います。

教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

・教育委員会が主体となって調査を行う場合

全ての調査委員が第三者で構成された、教育委員会の附属機関である「市いじめ問題調査委員会」が調査を行います。教育委員会は、必要な事務局機能を担います。

※学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合、事案の経緯や特性等を踏まえ、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い場合には、「市いじめ問題調査委員会」が調査を行います。

（４）調査結果の報告及び提供

○学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。その際、調査結果を市長に報告する際に、いじめを受けた児童生徒や保護者からの所見書を併せて市長へ提出することが可能であることを説明します。

○調査結果の説明は、基本的には調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭により説明する方法により行います。

○説明の結果、調査報告書に対して、いじめを受けた児童生徒や保護者と事前に確認した調査事項に調査漏れがある場合や調査中に新たに調査すべき事項が出てきた場合などは、当該児童生徒や保護者の意向を確認した上で、学校又は教育委員会が追加で調査を行う場合があります。

○学校又は教育委員会は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対しても、調査報告書の内容について説明します。

○学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告します。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告します。また、いじめを受けた児童生徒や保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明します。

(５) 総合教育会議の開催②

○市長は、総合教育会議を開催し、学校及び教育委員会による調査の結果や重大事態へのこれまでの対応について検証を行います。

○再調査を行わない場合は、再発防止策等について協議を行います。

(６) 調査報告書の公表

○調査報告書の公表については、「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン（以下「公表ガイドライン」という。）」に基づき、教育委員会が公表の有無を決定します。また、公表を行うこととした場合、公表の仕方及び内容についても、「公表ガイドライン」に基づき、公表します。

(７) 市長による再調査等

○（４）の調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要であると認めるときには、法３０条第２項に基づき、再調査を行います。

○再調査は、公平性・中立性を図るため、当該重大事態の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成した「和泉市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。

○いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、再調査の進捗状況及び結果を説明します。

(８) 総合教育会議の開催③

○市長は、総合教育会議を開催し、いじめ問題再調査委員会の再調査結果を踏まえ、再発防止策等について協議を行います。

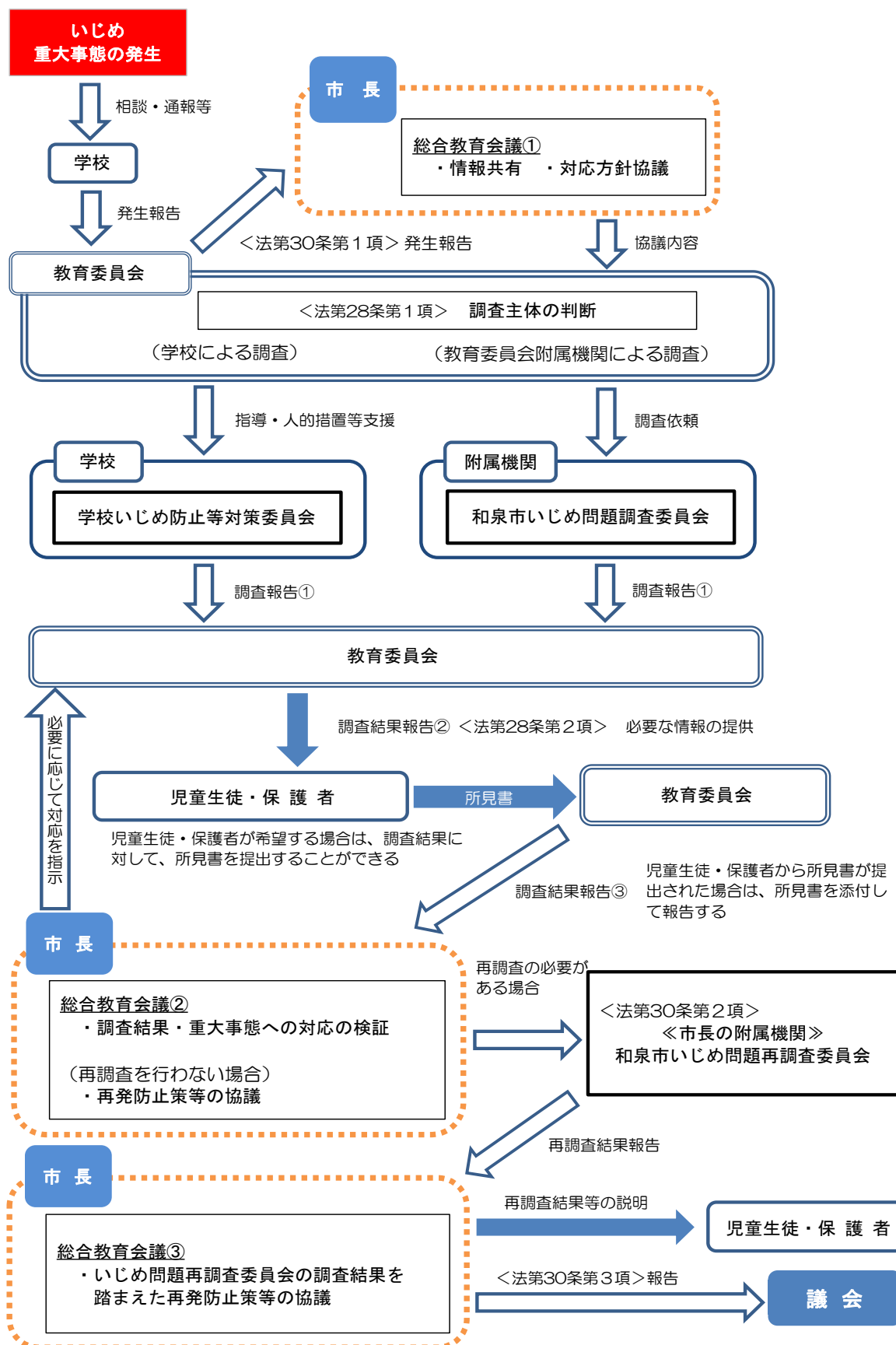
○市長と教育委員会は、自らの権限と責任において、当該重大事態への対処や再発防止等に必要な措置を講じます。

(9) 議会への報告

○市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を市議会に報告します。

○報告については、個々のプライバシーに対して十分配慮します。

重大事態発生時の対応フロー



5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。

- 警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
- 被害者・保護者の意向(警察への相談・通報・被害届の提出等)をよく聞き、適切に対応する。

レベルⅡ～Ⅴ

校内委員会の開催 《レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う》

メンバー：管理職・生徒指導担当・学年主任・担任・学年教員・養護教諭

➢必要に応じ、校長の判断で部活動顧問・スクールカウンセラーを加えることが可

☆役割分担（児童生徒からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等）

☆状況の把握…事実を時系列で整理【記録】

☆対応方針の確認

教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。《報告書の提出》

レベル

Ⅰ

レベルⅠ

管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル

担任・学年教員で対応し、解決を図る。

対応可

SC、SSW との連携

レベルⅡ

管理職・生徒指導部(担当)を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル

担任・学年教員、管理職・生徒指導担当が指導、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。

レベルⅢ

警察や関係機関との連携を含め、校内での指導を行うレベル

管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者に働きかけ家庭で指導する。

レベルⅣ

教育委員会の指導のもと、警察等の関係機関と連携し校外での指導を含めた対応を行うレベル

学校が教育委員会に相談し、関係機関と連携した指導計画に基づき、家庭・校内外で指導する。

レベルⅤ

学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

市町村問題解決チームの支援要請

府教育委員会緊急支援チームの派遣要請

改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る

再発防止に向けて
継続的な観察・指導
保護者との連携
関係機関との連携

留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベル

(□いじめ、◇その他問題行動)

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
 ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
 ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)

□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)

◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐く教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながら指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為 (金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も 30 分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会の指導のもと、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベル

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 (態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治 3 カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置（小学校に派遣）しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請